

国府町まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、国府町まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、国府町の住民が自ら地域の将来像を見据え、地域課題を解決するため、みんなで支え合い、助け合って、住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定に関すること。
- (2) 地域課題のとりまとめに関すること。
- (3) 地域の重要課題の市長への提案に関すること。
- (4) まちづくり事業の推進に関すること。
- (5) その他目的達成のために必要なこと。

(会 員)

第4条 協議会の会員は、高山市国府地域に住所又は事務所を有する者及び団体等とする。

(事務所)

第5条 協議会の事務所をこくふ交流センター（高山市国府町広瀬町880番地1）内に置く。

(事務局)

第6条 協議会の会務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局員を置くことができる。

第2章 役 員

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(3) 理事 20名程度

(4) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、会員の中から理事会において選出し、総会で承認を受ける。

3 理事は、連合町内会長、町内の関係団体代表、有識者及び女性委員代表（2名）とする。

4 役員は、幅広い意見が聴取できるよう年代や性別に配慮する。

（役員の職務）

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(3) 理事は、協議会の業務を審議する。

(4) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に報告する。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、同じ役職に4年を超えて在任することはできない。

2 役員の中で欠員が生じたときは、補欠役員の補充を行うことができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の後においても、次年度の定期総会までの間、職務を行うものとする。

（代議員）

第10条 協議会を構成する会員の代表者として総会に出席する代議員を置く。

2 代議員は、町内会長、各町内会より推薦の者及び女性委員代表(6名)とする。

3 代議員は総会において、理事会が提案する議題を審議し、議決する。

第3章 会 議

（会 議）

第11条 協議会の会議は、総会、理事会、運営委員会、役員会及び専門部会とする。

2 協議会に、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

（総 会）

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であって、この規約に定める事項のほか、この協議会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

2 定期総会は、会長の招集により毎年1回開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときのほか、代議員又は理事の3分の1以上の要求があったとき、会長の招集により開催する。

- 4 総会は、代議員の2分の1以上の出席により成立する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 総会は、次の事項を審議する。
 - (1)まちづくり計画の策定及び変更
事業計画及び予算
事業報告及び決算
規約に関すること。
その他協議会の目的達成のために必要な重要事項
- 7 総会には、次の役職を置く。
 - (1)議長 1名
 - (2)議事録署名者 2名
- 8 議長は、出席代議員の中から会長が指名し、出席代議員の承認により選出する。
- 9 議事録署名者は、出席代議員の中から議長が指名し選出する。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

- 2 理事会は会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1)地域における重要課題のとりまとめ
 - (2)地域における重要課題の市長への提案
 - (3)協議会運営の基本事項
 - (4)総会に付議する事項
 - (5)事業の評価
 - (6)その他必要な事項
- 3 理事会は、理事の2分の1以上の出席により成立する。
- 4 理事会の議事は、出席した理事の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 理事会に、理事の互選により選出された議長、副議長1名を置く。
- 6 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 7 議長、副議長の任期は、理事の任期による。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、各部会長、連合町内会代表（2名）及び女性委員代表（2名）をもって構成する。

- 2 運営委員会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 地域課題のとりまとめ
 - (2) まちづくり事業の執行管理

(3) 理事会に付議する事項

(役員会)

第 15 条 役員会は、会長、副会長、事務局長をもって構成する。

2 役員会は、協議会の運営・企画・調整及びまちづくり振興に関する事業を行う。

(専門部会)

第 16 条 専門部会は、町内会から選出された部会長が委嘱した委嘱部会員及び町内から選出された女性委員、社会教育委員、体育委員、イベント委員によるまちづくり委員をもって構成する。

2 部会長は、会員のなかから会長が委嘱し、副部会長は部会長が指名する。

3 専門部会は、部会長が招集し、事業の企画、調整、運営実行を行う。

4 専門部会は、次の 5 部会とし、その主たる事業は次のとおりとする。

(1) 絆づくり部会 健康及び福祉に関する事業

(2) 人づくり部会 教育文化及び子育てに関する事業

(3) 故郷づくり部会 環境及び産業振興に関する事業

(4) 賑いづくり部会 地域交流及びスポーツに関する事業

(5) 暮らしづくり部会 地域の安全安心に関する事業

(有識者等)

第 17 条 会長は、有識者等に必要に応じ協議会の運営について助言を求めることができる。

2 有識者は、会長が任命し、幅広い視点から協議会に対して意見を述べる。

3 協議会は、理事会のほか必要な会議に市職員の出席を求め、まちづくりについての意見を求める。

第 4 章 会 計

(会 計)

第 18 条 協議会の経費は、会費、交付金、助成金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 協議会の経費は、理事会の承認により、総会で決議された予算の範囲内において用途の変更及び流用をすることができる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合において、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準にして支出をすることができる。

(会 費)

第 19 条 協議会の会費は 1 世帯年額 1,900 円とする。

(会計年度)

第 20 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第 21 条 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、備品台帳、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなくてはならない。

(情報等の公開及び広報)

第 22 条 協議会の会議等は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算について住民に広く周知するものとする。

- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿の閲覧に応じなければならない。

(その他)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な規則等に関して、理事会で別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 26 年 9 月 3 日から施行する。
- 2 第 9 条の規定にかかわらず、役員の任期は、協議会設立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 3 協議会設立時における役員は、第 7 条の規定にかかわらず、国府のまちづくりを考える会において選任する。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 5 月 11 日から施行する。